

北

(宮前5丁目北地区)

井の頭街道

バス通り

C

8~11  
(12班)

サンドラッグ

D

12~15  
(11班)

旧自動車学校

(松庵1丁目)

B

5~7  
(13班)

図書館

特養老

A

1~4  
(16班)

西宮中学校

(宮前4丁目)

(久我山4丁目)

高井戸第二小学校

規約および班組織に関する細則改定(案)に関する比較表(2024年5月改定)

番号	現状規約	規約改定案	改訂理由および説明
1	第9条（役員の数）第6章に掲げた活動の組織を運営するため、本会に次の役員を置く。 理 事 若干名（内役付理事として1名を会長、2名を副会長、2名を会計担当とする。） 監 事 2名	第9条（役員の数）第6章に掲げた活動の組織を運営するため、本会に次の役員を置く。 理 事 若干5名（内役付理事として1名を会長、2名を副会長、2名を会計担当とする。） 監 事 2名 <b>その他役員 若干名（理事を補佐して総務部および活動部の活動を運営する。）</b>	当会の組織及びその運営内容を明確化する。
3	第11条（役員の任務）会長は本会を代表し、会務を統括する。 副会長は会長を補佐し、会長がやむを得ない理由により会務の総括が出来なくなつた場合にはその職務を代行する。 その他の理事は会長の指示を受けて会務の運営にあたる。 監事は本会の会務および経理を監査する。	第11条（役員の任務）会長は本会を代表し、会務を統括する。 副会長は会長を補佐し、会長がやむを得ない理由により会務の総括が出来なくなつた場合にはその職務を代行する。 その他の <b>理事役員</b> は会長の指示を受けて会務の運営にあたる。 監事は本会の会務および経理を監査する。	同 上
4	第12条（顧問）理事会において、本会運営上特に必要があると認めた会員に顧問を委嘱する。 任期は理事会で決める。	第12条（顧問） <b>理事役員</b> 会において、本会運営上特に必要があると認めた会員に顧問を委嘱する。 任期は <b>理事役員</b> 会で決める。	同 上
5	第13条（総会）定期総会は会計年度終了後2カ月以内に開催する。臨時総会は理事会または監事において必要と認めた時にこれを開催する。	第13条（総会）定期総会は会計年度終了後2カ月以内に開催する。臨時総会は <b>理事会または監事において役員会で</b> 必要と認めた時にこれを開催する。	同 上
6	第14条（理事会）理事会は会長が必要と認めた場合にこれを招集し、次の事項をこれに付議する。 ①総会に提出すべき議案 ②次期役員候補者の選出 ③その他理事会が特に必要と認めた事項	第14条（ <b>理事役員会</b> ） <b>理事役員会</b> は会長が必要と認めた場合にこれを招集し、次の事項をこれに付議する。 ①総会に提出すべき議案 ②次期役員候補者の選出 ③その他 <b>理事役員会</b> が特に必要と認めた事項	同 上
7	第18条（組織規程） ②部員 ..... ただし任期途中で部長、副部長、部員の交代が必要となった場合は会長が指名し、理事会で決定する。 .....	第18条（組織規程） ②部員 ..... ただし任期途中で部長、副部長、部員の交代が必要となった場合は会長が指名し、 <b>理事役員会</b> で決定する。 .....	同 上
8	第18条（組織規程） ④ ブロック組織 ..... 各ブロックには、ブロック長を会長が理事の中からこれを指名する。	第18条（組織規程） ④ ブロック組織 ..... <b>各ブロックには「ブロック長を置く。ブロック長は会長が候補者を指名し総会で決定する。ただし任期途中でブロック長の交代が必要となった場合は会長が指名し、役員会で決定する。</b>	同 上

番号	現状規約	班組織に関する細則改定案	改訂理由および説明
1	2 ブロック長について (1)各ブロックには1名のブロック長を配員する。 ブロック長は、年次総会で選任し、会長が任命する。	2 ブロック長について (1)各ブロックには1名のブロック長を配員する。 <b>ブロック長は、会長が候補者を指名し、年次総会で選任される。</b>	当会の組織運営内容を明確化する。
2	2 ブロック長について (5)各ブロックは以下のことを実施する。 ・理事会に出席する。 ・	2 ブロック長について (5)各ブロックは以下のことを実施する。 <b>・理事役員会に出席する。</b> ・	同 上

# 宮前5丁目南地区防災防犯会規約

保存版

## 第1章 総 則

第1条（名称）本会は、宮前5丁目南地区防災防犯会と称する。

第2条（事務所）本会は、事務所を会長宅に置く。

第3条（目的）本会は、住民相互協力の理念に基づく自主的防災防犯活動を行うことにより地震その他の災害による被害の防止および軽減ならびに防災防犯思想の普及および防災防犯機器材の充実強化を図ることを目的とする。

第4条（活動）本会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- ① 防災防犯に関する知識の普及および意識の高揚。
- ② 災害および犯罪の予防ならびに防災防犯訓練の実施。
- ③ 防災防犯に要する機器材の備蓄および充実。
- ④ 会員相互の親睦および共助による連帯意識の強化。
- ⑤ 災害時の情報伝達、初期消火、救出救護、避難誘導などの応急活動。
- ⑥ その他本会の目的達成のために必要な活動。

## 第2章 会 員

第5条（構成）本会は、宮前5丁目南地区の地域内にある世帯（事務所、事業所などを含む）および地区外において本会の目的に賛同する者の全入会者をもって構成する。

第6条（入会資格）本会への入会資格は、宮前5丁目南地区の地域内にある全世帯（事務所、事業所などを含む）および地区外において本会の目的に賛同する者がこれを有する。

第7条（会員の種別）会員中個人世帯を一般会員とし、事務所、事業所および地区外において本会の目的に賛同する者を賛助会員とする。

第8条（協力費）会員の協力費は次のとおりとする。

一般会員	年 額	500円以上
賛助会員	同	500円以上

## 第3章 役 員

第9条（役員の数）第6章に掲げた活動の組織を運営するため、本会に次の役員を置く。

理 事	5名	（理事として、1名を会長、2名を副会長、2名を会計担当とする。）
監 事	2名	
その他役員	若干名	（理事を補佐して第18条に示す総務部及び活動部の組織を運営する。）

第10条（役員の選任）役員は総会で選挙し、その任期は1年とする。但し、再任を妨げない。なお役員の任期中に欠員を生じた場合でも理事5名、監事1名を下らないときは、その補欠選挙を定期総会まで延期することができる。

第11条（役員の任務）会長は本会を代表し、会務を統括する。

副会長は会長を補佐し、会長にやむを得ない理由により会務の統括が出来なくなつた場合にはその職務を代行する。その他の役員は会長の指示を受けて会務の運営にあたる。  
監事は本会の会務および経理を監査する。

第12条（顧問）役員会において、本会運営上特に必要があると認めた会員に顧問を委嘱する。任期は役員会で決める。

## 第4章 会 議

第13条（総会）定期総会は会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。臨時総会は役員会で必要と認めた時にこれを開催する。  
総会は会長が招集してその議長となる。総会の付議事項は次のとおりとする。

- ① 役員の選任
- ② 規約および細則の制定、変更。
- ③ 防災防犯計画の作成および変更。
- ④ 活動計画。
- ⑤ 予算および決算。
- ⑥ その他総会での議決が特に必要と認めた事項。

総会の議事は出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第14条（役員会）役員会は会長が必要と認めた場合にこれを召集し、次の事項をこれに付議する。

- ① 総会に提出すべき議案。
- ② 次期役員候補者の選出。
- ③ その他役員会が特に必要と認めた事項。

## 第5章 資 産 お よ び 会 計

第15条（会計年度）本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第16条（資産）本会の資産は、防災防犯機器材その他の動産または不動産とする。重要な資産の取得、管理および処分については総会の決議を経なければならない。

第17条（経費）本会の経費は、会員の協力費ならびに助成金その他杉並区役所からの交付金をもってこれを支弁する。

## 第6章 活 動 組 織

第18条（組織規程）本会の内部組織を次のとおり定める。

- ① 活動組織
  - ◎総務部・・・総会の付議事項の立案、会の事務、広報を行う。
  - ◎活動部・・・第4条の活動を実践する。
- ② 部員
  - 各部に部長、副部長、部員を置くものとし、それぞれ会長が候補者を指名し総会で決定する。
  - ただし任期途中で部長、副部長、部員の交代が必要となった場合は会長が指名し、役員会で決定する。
  - 協力部員は会員の中から活動支援者を募り会長が委嘱する。
- ③ 部会
  - 各部長は随時部会を開催し、部活動を推進する。部会には必要に応じ会長以下理事、協力部員も出席する。
- ④ ブロック組織
  - 活動をきめ細かく実践するために、本会の地域をAブロック（5丁目1番～4番）、Bブロック（5丁目5番～7番）、Cブロック（5丁目8番～11番）、Dブロック（5丁目12番～15番）の4つのブロックに分割する。
  - また、ブロック内に班組織を置く。各ブロックにはブロック長を置く。ブロック長候補者は会長が指名し、総会で決定する。ただし任期途中でブロック長の交代が必要となった場合は会長が指名し、役員会で決定する。
- ⑤ 班組織
  - 班には班長を置く。原則として、班長は班内会員の輪番制とし、その任期を1年とする。班長は、それぞれ会長が会員の中から委嘱する。班長は班内会員との連絡を密にし、本会活動の円滑な運営に協力する。
  - 詳細は「班組織に関する細則」に示す。

## 第7章 付 則

第19条（施行期日）この規約は、昭和56年4月1日からこれを施行する。

（平成3年4月1日一部変更）、（平成19年9月15日一部変更）、（平成21年5月23日一部変更）  
（平成24年5月26日一部変更）（令和元年5月26日一部変更）（令和6年5月26日一部変更）

## 班組織に関する細則

### 1. 班長について

(1) 各班に1名の班長を配員する。

班長の委嘱は、班内会員全員（役員および協力部員を含む）の輪番制を原則とする。  
また、継続した年度で再任しない。

(2) 役員は班長を兼任できる。

(3) やむを得ない理由で班長業務の遂行が困難と認められる場合は、班長への任命を免除される。ただし次年度の班長への任命免除希望者は、予め現班長を通じてブロック長にその旨を申し出ること。この場合ブロック長は申し出状況を確認の上、他の班員と調整を行って任命免除の可否について決定し、速やかに申し出者及び班内会員に通知する。免除希望者及び班内会員はこの決定に従うこと。

(4) 班長の任期は、原則として年度初めの総会から次期総会までの間とする。

総会には新班長が出席することを原則とする。ただし、やむを得ない理由があるときは現班長等の代理人が出席しても可とする。このときは総会後に議決状況等の説明を代理人から受けること。

現班長は、可能な範囲で総会までに新班長に業務を引き継ぐこと。

(5) 班長は以下のことを実施する。

- ・総会に出席して議決に参加するとともに、年度行事等の本会業務計画を把握する。
- ・所属する班内会員から協力費を集金する。
- ・協力費を集金した後、速やかに担当理事に持参する。
- ・回覧等、班内会員への連絡および広報活動を行う。
- ・本会が実施する各種活動・行事に可能な範囲で参加、協力する。
- ・班内地域で発生した環境、保安等の課題や情報をブロック長へ伝達するとともに、必要に応じてその内容を班会会員に周知する。
- ・班内会員の安心で、かつ安全に生活するまでの課題や情報をブロック長へ伝達する。
- ・班内会員からの本会への要望等をブロック長へ報告する。
- ・大きな災害が発生した場合は、ブロック長と連携して班内の状況を確認し、その確認結果をブロック長に報告する。
- ・その他、本会業務を円滑に進めるための業務を行う。

(6) 班長は、任期途中で病気、事故、転出等のやむを得ない理由でその任務を遂行できなくなった場合は、速やかにその旨をブロック長に通知する。ブロック長はその状況を確認の上、班長の欠員補充が必要かどうかを速やかに決定する。

欠員補充する場合の班長委嘱は輪番制を基本とする。

欠員補充された班長の任期は、前任者の残存期間とする。ただし残存期間が4か月以内の場合は、翌年度も継続して班長の任に当たる。

(7) 班内への転入または班からの転出が発生した場合は、班長は速やかにブロック長に通知するとともに、ブロック長と連携して転入者へ当会への入会について説明する。

ブロック長は当該班長と調整の上、分割や合併も含めて新しい班組織を決定する。

ブロック長から班を分割及び合併する旨の連絡を受けた場合は、ブロック長と連携して当該班内会員に周知する。

## 2. ブロック長について

- (1) 各ブロックに1名のブロック長を配員する。  
ブロック長は、会長が候補者を指名し、年度総会で選任される。
- (2) ブロック長の任期は原則一年間とする。ただし再任は妨げない。
- (2) 原則として理事
- (3) はブロック長を兼任できない。
- (4) ブロック長は必要に応じて副ブロック長を任命し、2 (5) に示すブロック長職務の実施を補佐させることができる。
- (5) ブロック長は以下のことを実施する。
  - ・役員会に出席する。
  - ・会が実施する各種行事に参画する。
  - ・回覧及び各種連絡事項をブロック内の班長に配布、伝達する。
  - ・班長から班内地域で発生した環境、保安等の課題や、安心かつ安全に生活する上での課題や情報の報告を受けた場合、これを速やかに総務部へ報告するとともに必要に応じて総務部と連携して対処方法を検討、決定し、対応する。
  - ・班長から連絡を受けたブロック内の転入及び転出情報を取りまとめて総務部に連絡する。この時、班編成会員数が一定数を超えた場合、又は減じた場合には、ブロック長は当該班長と調整の上、分割及び合併を含めて新しい班組織を決定する。  
分割または合併する場合は、新しい班長を含めてブロック長が決定し、班長と連携して当該班内会員に周知する。またブロック長は、この決定結果を速やかに総務部へ報告する。  
なお総務部は、この結果をブロック班編成地図への反映等、必要な処置を行う。
- (班長業務 1 (7) 参照)
  - ・班長から任期途中で病気、事故、転出等のやむを得ない理由でその任務を遂行できなくなったことの連絡を受けた場合は、その状況を確認の後、班長の欠員補充が必要かどうかを決定する。  
またこの決定結果を速やかに総務部に報告する。またこの決定結果を当該班内会員に周知する。(班長業務 1 (6) 参照)
  - ・大きな災害が発生した場合は、班長と連携して班内の状況を確認し、その確認結果を災害対策本部に報告する。
  - ・その他、本会業務を円滑に進めるための業務を行う
- (6) 任期途中でブロック長が病気、事故、転出等のやむを得ない理由でその任務を遂行できなくなった場合は、速やかにその旨を総務部に連絡する。

## 3. この細則は2022年7月3日から施行する。

2024年5月26日に一部改訂する。

以上